

博士論文 概要書

国際課税における租税回避の問題と対応

Problems of Tax Avoidance in International Taxation and its Solutions

早稲田大学大学院社会科学部

政策科学論専攻 財政論研究

原 田 誠

HARADA, Makoto

1 本論文の章立て

- 第1章 開 題
- 第2章 移転価格税制における利潤の帰属
- 第3章 移転価格税制における独立企業間価格
- 第4章 コーポレート・インバージョンによる租税回避
- 第5章 租税裁定取引による租税回避
- 第6章 租税競争から租税協調への潮流
- 第7章 結 語

2 本論文の概要

通信技術及び交通の発達と、その費用の大幅な減少が、地球の急速な縮小をもたらし、いわゆる「グローバル化」と呼ばれる現象を加速させた。そして、かつては、国家固有の問題として扱われていた課税制度でさえも、多国籍企業の発達により、グローバル化の影響を受けるようになってきた。本論文の主題は、「国際課税における租税回避の問題と対応」であり、その目的は、第一に、多国籍企業を対象とした国際的な租税回避を防止するために導入された移転価格税制及びコーポレート・インバージョン対策税制の問題点を分析し、今後の日本での対策を検討して提案を行うことである。第二に、多国籍企業のみでなく個人にも税制の適用対象を広げて、租税裁定取引の問題点を分析し、今後の対応を検討することである。第三に、租税競争から租税協調へと向かう OECD 租税委員会や EU の欧州委員会の取組みを取り上げ、国際課税における租税回避の問題について分析検討し、今後の日本での税制構築へのインプリケーションを探ることである。

第1章では、最初に、本論文の全体像を概観して各章ごとの主題を示した。次に、租税制度もグローバル化の影響を受けていることを指摘し、第2章以降の国際課税における租税回避を巡る問題が、グローバル化とどのように関連しているかを述べた。そして、OECD 租税委員会の税源浸食及び利潤移転 (BEPS) に対する新たな取組みについて、本論文の第2章以降で、それぞれ個別論点として取り扱うに先立ち、その前段階として、BEPS を防止するための15項目の行動計画 (BEPS 行動計画) の全体像を概観した。

第2章では、多国籍企業を対象として導入された移転価格税制を検討した。移転価格税制は、自国の企業が国外関連者との取引価格を恣意的に操作することにより、本来は国内に留保されるべき所得が国外に流出することを防止するため、国外関連者の移転価格が独立企業間価格と異なる場合には、移転価格を独立企業間価格に修正して、所得を再計算する租税制度である。移転価格税制の適用において、企業が市場間の生産要素の価格の差を利用して、高要素原価の地域から低要素原価の地域へ生産、販売等の拠点を移管することにより、原価を削減し、その結果として実現可能となった利潤をロケーション・セイビングという。移転価格税制では、法人税がその国に所在する法人の利潤により算定されるために、多国籍企業のロケーション・セイビングが、親会社と子会社のどちらの利潤に帰属するかにより、両国

の租税収入に直接影響を与えることとなる。そこで、ロケーション・セイビングに焦点を当て、利潤の算定において技術的限界代替率と供給の価格弾力性の指標を用い、その金額算定と帰属分析を行った。その結果、第4節では、国内及び国外において支払われた労働費用の差である「本来のロケーション・セイビング」は、国内では資本集約的で国外では労働集約的である場合には、国内と国外で技術的限界代替率が異なるため、単純に、国内と国外の賃金率の差に国外での生産を行うのに必要な労働量に乗じた金額である「素朴なロケーション・セイビング」より、つねに少額となるという結論を得た。そして第5節では、子会社における供給の価格弾力性が無限大である場合には、ロケーション・セイビングに係る追加利潤はすべて親会社に帰属することとなり、子会社への追加利潤はゼロとなるのに対して、子会社における供給の価格弾力性が非弾力的である場合には、ロケーション・セイビングに係る追加利潤は親会社に全て帰属するのではなくて、子会社にも帰属するという結論を得た。これらの結論は、第3章の最後における提案で活用される。

第3章では、現行の移転価格税制の適用において、主流となっている独立企業原則について、その意義と問題点をシカゴ学派のHirshleifer教授のモデル[Hirshleifer 1956]を手がかりとして分析した。Hirshleifer[1956]モデルは、製造事業部と販売事業部を持つ多国籍企業における移転価格の分析を行ない、最終製品市場が完全市場である場合の多国籍企業の移転価格においては、製造事業部の限界費用を移転価格に設定することで、製造事業部も販売事業部も最適生産量を達成することができることを示した。次に、筆者なりにHirshleifer[1956]モデルを用いて、移転価格税制の適用へのインプリケーションを検討した。そして、多国籍企業の最適移転価格は、外部取引を内部化した結果、規模の経済や子会社支配の優位性を得るために生じたものであるから、独立した非関係者間の移転価格とは異なるのが当然であるが、独立企業原則の適用においては、その差異が考慮されにくいという欠陥を指摘した。Hirshleifer[1956]モデルは、本来租税を考慮しない場合のモデルであるために、次に、租税が移転価格に与える影響を分析した。Clausing[2003]のモデルを用いることにより、多国籍企業が高税率国から低税率国に輸出する場合に、移転価格を低く抑えることで企業全体としての税引後利潤を増加させることを示した。このことにより、多国籍企業が移転価格操作を通じて、高税率国から低税率国へと利潤を移転する構図を明らかにするとともに、移転価格税制において課税の対象となるべき所得移転金額は、租税目的による移転価格操作による部分のみであることを示した。

以上のまとめとして、移転価格税制適用の問題点を明らかにした。移転価格税制の適用においては、国家側からは、税収の確保の観点から、多国籍企業が不当な移転価格を設定して企業集団として節税を行っていると見ることとなる。したがって、移転価格税制の適用においては、多国籍企業が現実の取引で設定した移転価格と、税法所定の方法で算定した架空の移転価格である独立企業間価格が異なる場合には、公正性に問題が生じ、紛争の原因になるという問題点が残るのである。その解決方法として、OECD租税委員会が提唱する移転価格

文書への取組みを取り上げた。これは、BEPS 行動計画 1 3 「移転価格文書の再検討」に基づく『移転価格文書及び国別報告書に関する案内書』[OECD 2014c]に基づくものであり、既存の『OECD 移転価格ガイドライン』[OECD 2010]の差替えが予定されている。

現在の移転価格税制は、独立企業原則自体に本来的に内在する欠陥があるにもかかわらず、他に代替すべき有力な課税制度がない状況にある。しかし、移転価格文書の充実は、税務当局によって有用な情報が得られるばかりでなく、納税者にとっても独立企業原則に従ったうえでの最適移転価格により、内部取引が行われていることを立証する手段ともなるので、現行制度の下での移転価格税制の執行上、大いに意義があるものといえる。具体的には、納税者である多国籍企業側から、海外市場に特有な地理的情報や膨大な海外取引情報を有効活用し、前章で検討した技術的限界代替率や供給の価格弾力性といった経済学の指標を用いて、移転価格算定根拠を課税庁側に対して説明することにより、説得力のある移転価格文書を作成するという方法を提案した。これは、今後改正されると予想される移転価格文書制度の中でも、実行可能性のある方法であると筆者は考えている。そして、日本の税務当局は、多国籍企業に対する移転価格税制の更なる有効な実施のためには、移転価格文書と並行して、各国との租税協調もより強化し、租税回避の防止と二重課税の排除に取り組んでいく必要があるとの結論に至った。

第 4 章では、米国の制度を中心に、国際的な組織再編成により、外国法人の子会社となるコーポレート・インバージョンの事例を取り上げた。コーポレート・インバージョンとは、自国に本拠を有する多国籍企業が、組織再編成を通じてそのグループ法人の最終的な親会社を外国事業体とするような一連の取引をいう。本章では、まず、コーポレート・インバージョンを合法的な租税回避行為の一形態と位置付けて先行研究を概観し、その仕組みを解明した。次に、米国のコーポレート・インバージョン取引における租税問題を取り上げ、日本のコーポレート・インバージョン対策税制と比較検討を行った。そして、米国のコーポレート・インバージョン対策税制の場合には、外国法人を内国法人として取扱うように、適用対象の範囲が広いという特徴があるが、日本の場合は、取引の一部のみを課税対象とするだけで、その範囲が限定的であるという差異を指摘した。第 4 章の最後では、日本も米国の様な制度を導入すべきか検討を行い、米国の様な制度を導入すると、日本での他の国際課税に関する税制との整合性が取れなくなること、また日本ではまだタックス・プランニングの問題が、表面化していないことから、導入は時期早尚であるという自説の結論に至った。

第 5 章では、多様化する国際的な租税回避の問題として、「租税裁定取引」を取り上げ検討を行なった。「租税裁定取引」とは、二つの国家間の租税の税制及び取扱いの差異を利用して、納税者が二つの国家から同一の恩典を受ける取引をいう。租税回避行為の一形態である租税裁定取引について、主に米国のハイブリッド事業体を利用した事例を取り上げて分析した。次に、米国で隆盛と衰退を繰り返した条約サンドウィッチの事例を取り上げてその原因と問題点を分析し、日本の税制への教訓とした。具体的には、すでに締結した租税条約に、

特典条項 (LOB) を追加することにより、米国が条約サンドウィッチを終焉へと追い込むことに成功したので、日本でも今後、租税条約交渉において特典条項 (LOB) を追加してることが、租税回避の防止に有効であると提案した。そして、OECD 租税委員会が BEPS 行動計画の一環として取組んでいる「不適切な条約恩典の付与防止」と「ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果否認」という二つの新しい流れを取り上げ、今後期待できる効果を検討した。

第 6 章においては、国際課税を執行するに当たって、国家間公平を考慮した租税協調のあり方を検討した。現在では、グローバル化が租税制度の側面にも影響を与えている。かつては、自国の租税制度の構築には自国の経済の側面のみを考えればよかった。しかし、現在においては、外国の経済および租税構造が自国の租税制度に影響を与える。例えば、自国への投資を促進させるために、ある特定の所得などに対する税率の引き下げを行うといった優遇措置政策を租税競争というが、グローバル化により移動可能となった資本及び労働は、低い税率の国へと流出することとなり、租税競争を推し進め、税務当局は、その対応を迫られた。しかし、各国の税務当局が単独では租税競争に対応しきれなかったため、OECD 租税委員会が中心となり、租税協調により有害な租税競争を抑止していこうとする動きが生じてきた。そこで、租税競争から協調へ向かうために各国が従うべき基準として国家間の公平性をとらえ、世界経済がグローバル化する中での租税協調のあり方を検討した。国家間の公平は、国際取引から生じる課税標準を、関係国間の国家的利得、損失にどのように配分するかという基準であり、相互主義の原則と無差別主義の原則を主な内容とする [Musgrave and Musgrave 1989]。そして、国家間の租税協調の潮流の中で、本来その理念として内在していると思われる国家間公平の基準をよりどころとして調整を図っていくべきではないかと提案した。さらに、現在の OECD 租税委員会の BEPS 行動計画への取組みに関して、もともと国家間の公平の基準は、OECD 租税委員会の基本理念として取り上げられているものではないが、G20 の 8 カ国への参加要請の方法について、相互主義による国家間の公平の概念が根付いているのではないかと自説を持っており、この観点からの検討を展開した。

第 7 章においては、本論文の総括と今後の展望を述べ、最後に、租税競争から協調への潮流の中で、日本はアジアのリーダーとして、租税協調に積極的に取り組んでいく必要があることを確認した。

3 本論文と筆者の既発表論文との関係

- ①原田誠 [2008年9月]「最適移転価格と独立企業原則－ハーシェライファー法則を手がかりにして－」『社学研論集』第12号
(第3章は、既発表論文①の内容について参考文献を読み返して再検討のうえ訂正し、さらにOECD租税委員会の新たな取組みをアップデートして、第2章との関連を見直して加筆し、第3章の小括が、第2章と第3章の両方の小括となるように修正したものである。)
- ②原田誠 [2009年9月]「移転価格税制とロケーション・セイビングの帰属分析」『社学研論集』第14号
(第2章は、既発表論文②の内容を、現在のOECD租税委員会の取組みをフォローアップして加筆訂正したうえで、新たな視点から結論を見直し、第3章での最後の提案へと活用するよう修正を行ったものである。)
- ③原田誠 [2012年3月]「コーポレート・インバージョンと租税回避」『社学研論集』第19号
(第4章は、既発表論文③をアップデートし、第6章の租税協調の議論へと結びつくよう加筆修正したものである。)
- ④原田誠 [2013年3月]「国際課税における租税協調－国家間公平を考慮した租税協調のあり方－」『社学研論集』第21号
(第6章は、既発表論文④の内容を参考文献に戻って見直して訂正を加え、OECD租税委員会のBEPS行動計画などの租税協調の新たな流れをアップデートして、筆者の意見を補充し、第7章の総括へと結びつくよう加筆修正したものである。)
- ⑤原田誠 [2015年3月]「国際課税における租税裁定取引－米国の制度を中心に－」『ソシオサイエンス』第21号
(第5章は、本論文の中での既発表論文⑤の位置付けを租税回避の最新の問題と捉えて、アップデートしたOECD租税委員会の新たな取組みと関連付け、第6章の租税協調の議論へと繋がるよう加筆修正したものである。)